

感謝状の贈呈要領

平成2年4月5日 第81回理事会了解

この要領は、「感謝状贈呈要綱(平成2年4月5日理事会決定)」(以下「要綱」という。)に定める感謝状の贈呈に関する実施上の細目を定める。

第一 被贈呈候補者の選定

1. 被贈呈候補者の推薦は、理事または各協議会幹事長が行う。
2. 要綱に定める贈呈基準により被贈呈候補者の選定は、おおむね、次による。
 - 1) 国の行政機関職員の場合
廃棄物・清掃行政に長年勤務し、且つ、課長以上の職を離れた者
 - 2) 学識経験者の場合
本会の調査研究事業に長年参画し、且つ、委員長以上の職にあった者
 - 3) 会員の場合
長年にわたり、次の各号の一に該当して、その職を離れた者
 - (1) 役員または評議員
 - (2) 地区協議会幹事長または賛助会員協議会幹事長
 - (3) 委員長
 - 4) 前各号に掲げる者のほか、次のいずれか一に該当する者
 - (1) 本会の事業に特別の協力または功績があった者
 - (2) 本会に多額の資産の寄附等を行った者

第二 贈呈の方法等

1. 感謝状は、贈呈の理由を表現し、会長名による。
2. 感謝状には、副賞として、記念品を添える。
3. 感謝状の被贈呈候補者の決定は、理事会が行う。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は会長及び副会長が協議して決定することができる。